

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 買取・買増手数料	(注1、2) 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行(株)大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.kobelco.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 1. 当社の株主は、定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (3) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年6月9日 法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行(株)が直接取り扱います。